



役場 町民課
児童福祉係
☎45-1111
内線217

1▶ 子ども手当とは...

子ども手当とは、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するという趣旨のもとに、親等に支給するものです。

●支給対象

満15歳以後の最初の3月31日までの間にある子どもを養育している方に支給されます。

●支給額

月額1万3,000円

●支払時期

毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分までが支払われます。

2▶ 手続きの方法

はじめに行うこと

●認定請求

出生、転入等により新たに支給資格が生じた場合、子ども手当を受給するには、役場町民課の窓口（公務員の方は勤務先）に「認定請求書」の提出が必要です。

（平成22年度は、3月まで児童手当を受給されていなかった方で、中学2・3年（平成7年4月2日～平成9年4月1日生まれ）の子どもがいる方も対象となります。また、所得制限等で児童手当を受給されていなかった方も対象となります。）

子ども手当は、認定請求した日の属する月の翌月分から支給事由の消滅した日の属する月分まで支給されます。

●認定請求に必要な添付書類

- ・健康保険被保険者証の写し 請求者が被用者（サラリーマン等）である場合に提出
- ・請求者の銀行等の口座番号など
- ・その他、必要に応じて提出する書類があります。（養育する児童と別居している場合など）